

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
12月25日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 平成三十年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課).....
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....
  - 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....
  - 中型まき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....
  - 土地改良区役員の届出(農村整備課).....
  - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 教委公告
  - 契約の締結.....
- 雑報
  - 公文書の開示の状況の公表.....
  - 個人情報報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表.....



### 山口県告示第四百三十四号

平成三十年度地籍調査事業計画に関する告示(平成三十年山口県告示第九十五号)

の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 副政

二 調査地域中「下関市」の下に「彦島江の浦町二丁目」を加える。

### 山口県告示第四百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 副政

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
富士消化器内科クリニック	宇部市草江二丁目一番四五号	宇部市草江二丁目一番四五号	宇部市草江二丁目一番四五号	宇部市草江二丁目一番四五号	平成三〇、一一、一
宇都宮歯科医院	山口市泉都町九番一六号	山口市泉都町九番一六号	山口市泉都町九番一六号	山口市泉都町九番一六号	九、三〇
なのはな薬局	宇部市黒石北五丁目一番五六号	宇部市黒石北五丁目一番五六号	宇部市黒石北五丁目一番五六号	宇部市黒石北五丁目一番五六号	一〇、三一

### 山口県告示第四百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 副政

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
宇都宮歯科医院	山口市泉都町九番一六号	山口市泉都町九番一六号	山口市泉都町九番一六号	山口市泉都町九番一六号	平成三〇、一〇、一
ウォンツ宇部琴芝薬局	宇部市北琴芝二丁目一番四五号	宇部市北琴芝二丁目一番四五号	宇部市北琴芝二丁目一番四五号	宇部市北琴芝二丁目一番四五号	一二、〇

### 山口県告示第四百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社A 〇	岩国市山手町 一丁目二番六 号	あけぼの薬局 山手店	岩国市山手町 一丁目二番六 号	居宅療 養管理 指導	平成三〇、 九、 一

### 山口県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社A 〇	岩国市山手町 一丁目二番六 号	あけぼの薬局 山手店	岩国市山手町 一丁目二番六 号	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成三〇、 九、 一

### 山口県告示第四百三十九号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 対象船舶
  - (一) 瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）を操業区域とする船舶
  - (二) 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項一、二及び四に掲

げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手練第二種漁業に使用する船舶に限る。）

二 申請期間  
平成三十一年二月十五日から同年三月一日まで

### 山口県告示第四百四十号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業及び瀬戸内海機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

申請期間  
平成三十一年二月十五日から同年三月一日まで



### (二九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年八月十日山口県公告（一七五）に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月二十五日から平成三十一年一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 フジ柳井店  
所在地 柳井市大字柳井四六八七の一
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月十日山口県公告(一七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月二十五日から平成三十一年一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九五) 土地改良区の役員の名及及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及及び住所の届出がありました。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関土地改良区	理 事	伊田 喜弘	下関市菊川町大字日新二八三三の二
	監 事	河村 正喜	大字植田一〇八一
	〃	亀田 光則	大字内日上二九一
	〃	福田 克生	大字内日下一七六八
	〃	村上 禮次	松屋本町四丁目七二七番七号
〃	坂田 紘一	王喜本町五丁目一番三七号	

二 退任した役員

下関土地改良区

理事の別	氏 名	住 所
理 事	伊田 喜弘	下関市菊川町大字日新二八三三の二
監 事	河村 正喜	大字植田一〇八一
〃	亀田 光則	大字内日上二九一
〃	益田 芳弘	〃 三〇〇四
〃	三原 敬	木屋川本町三丁目九八番二号
〃	大下 利昭	松屋上町三丁目一七二一
〃	坂田 紘一	王喜本町五丁目一番三七号
〃	藤岡 正人	大字員光一七四二の一
〃	池田 昭二	大字山田八六一
〃	中泉 文三	大字阿内三〇
〃	藤本 秀信	〃 一九八二
〃	弘重 義和	清末西町一丁目七番一二号
〃	福富 壽	安岡町一丁目二番一四号
〃	西山 久	富任町六丁目二番一号
〃	藤永 安樹	大字福江一二六一
〃	河瀬 龍夫	大字延行二四七
〃	山田 定	大字内日上二五七八
〃	村上 禮次	松屋本町四丁目七二七番七号

中野 眞治	〃 一丁目五番九号
大庭 義忠	大字山田八四七の一
河田 仁美	王司神田四丁目五番三一号
小田 孝夫	清末西町一丁目一番三〇号
中野 和範	大字阿内八
高田 重則	〃 一三八六
高田 忠司	富任町七丁目七番二二号
坂本 重一	安岡町六丁目一番三七号
藤川 清次	大字蒲生野五一九
梅本 又幸	大字福江一八一五
竹永 智行	大字員光一〇九八
玉野 盛司	大字阿内一七四
藤本 忠久	大字延行二四九

〃 〃 〃 船本 真二 〃 清末千房一丁目四番三三三号

(二九六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報  
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。  
平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
一〇八六四四 〇一四七〇	長萩茂安 (全和黒一五四四二)	黒毛和種	平成二九、 四、一三	山 口 県	二級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(二九七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
玖珂郡和木町和木五丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号  
積水ハウス株式会社



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年十一月二十九日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 落札金額  
二千五百六十万二千四百八十円
- 七 入札公告日  
平成三十年十月十九日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入等
  - (三) 落札方式  
最低価格



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成二十九年における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
6,698 (77)	4,175 (64)	1,909 (11)	56	232	326 (2)

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総 務 部	629 (1)	34	399 (1)	0	181	15
総合企画部	21	12	9	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	183	123	27	1	0	32
健康福祉部	269 (8)	104 (2)	70 (4)	51	16	28 (2)
商工労働部	45 (1)	43 (1)	0	0	1	1
観光スポーツ文化部	6 (3)	0	5 (3)	0	0	1
農林水産部	693 (4)	650 (4)	9	1	1	32
土木建築部	3,661 (58)	2,812 (55)	640 (3)	0	29	180
会計管理局	2	2	0	0	0	0
計	5,509 (75)	3,780 (62)	1,159 (11)	53	228	289 (2)
議 会	24	14	9	0	0	1
教育委員会	257	50	204	1	0	2
選挙管理委員会	110	26	83	0	0	1
人事委員会	1	0	0	0	0	1
監査委員会	1	0	0	0	0	1
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	538 (1)	112 (1)	409	1	3	13

労働委員会	1	0	0	0	0	1
収用委員会	1	0	0	0	0	1
日本海海区漁業調整委員会	1	0	0	0	0	1
瀬戸内海海区漁業調整委員会	1	0	0	0	0	1
内水面漁場管理委員会	1	0	0	0	0	1
公営企業管理者	236 (1)	184 (1)	41	1	1	9
地方独立行政法人	17	9	4	0	0	4
合 計	6,698 (77)	4,175 (64)	1,909 (11)	56	232	326 (2)

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合 計
法令等情報 (第1号)	31	49	80
個人情報情報 (第2号)	849 (10)	52	901 (10)
法人等情報 (第3号)	1,186 (6)	3	1,189 (6)
犯罪捜査等情報 (第4号)	141	0	141
意思形成過程情報 (第5号)	89 (4)	1	90 (4)
行政運営情報 (第6号)	320 (4)	1	321 (4)
協力・信頼関係情報 (第7号)	165	4	169
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	186	0	186
合 計	2,967 (21)	110	3,077 (21)

備考 / 「開示をしない理由の区分」欄の ( ) 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。

2 「部分開示」欄及び「合計」欄の ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取下げ審査中
	認容	一部認容	棄却	却下	
7 (11)	0	0 (1)	0 (1)	0	0 (9)

備考 ( ) 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十九年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表した。

平成三十年十二月二十五日

山口県知事 長 田 隆 敏

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況

個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
開示の請求 349 (5)	156 (3)	156 (1)	1	7	29 (1)
開示の申出 14,767	14,767	0	0	0	0
合 計 15,116 (5)	14,923 (3)	156 (1)	1	7	29 (1)

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数					
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他	知
総 務 部	6	5	1	0	0	0
総 合 企 画 部	1	1	0	0	0	0
産 業 戦 略 部	0	0	0	0	0	0

環境生活部	17	17	0	0	0	0
健康福祉部	107	103	3	0	0	1
商工労働部	39	38	1	0	0	0
観光スポーツ文化部	5	1	0	0	0	4
農林水産部	0	0	0	0	0	0
土木建築部	5	3	1	0	0	1
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	180	168	6	0	0	6
議 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	30 (3)	19 (3)	5	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	166	166	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	14,326	14,326	0	0	0	0
警 察 本 部 長	152 (2)	3	138 (1)	1	0	10 (1)
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	262	241	7	0	0	2
合 計	15,116 (5)	14,923 (3)	156 (1)	1	7	29 (1)

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	0	0	0
未 成 年 者 情 報 (第2号)	2	0	2



第三者情報 (第3号)	154	0	154
法人等情報 (第4号)	1	0	1
犯罪捜査等情報 (第5号)	72	1	73
意思形成過程情報 (第6号)	1	0	1
評価・選考等情報 (第7号)	2	0	2
行政運営情報 (第8号)	141	0	141
協力・信頼関係情報 (第9号)	2	0	2
合議制機関等情報 (第10号)	0	0	0
合計	375	1	376

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の ( ) 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況			
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	そ の 他
0 <sup>(1)</sup>	0	0 <sup>(1)</sup>	0	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			
	利用停止	非利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
3 <sup>(4)</sup>	0	0	0 <sup>(1)</sup>	0	3 <sup>(3)</sup>

備考 ( ) 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

平成三十年十二月二十五日印刷

発行人所

山口県知事